

富里市ごみ収集場所の設置に関する要綱

(平成22年3月16日告示第35号)

改正 令和2年4月1日告示第54号 令和4年2月9日告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみの収集を円滑に行うため、市内のごみ収集場所の設置に関し必要な事項を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 市が毎年度に策定する一般廃棄物処理実施計画で市が収集するものと定めた一般廃棄物のうち、家庭から排出され、かつ、粗大ごみを除くものをいう。
- (2) ごみ収集場所 市が家庭ごみを収集する場所として承認し、当該家庭ごみを一時的に置く場所をいう。
- (3) 収集員 市が家庭ごみの収集を委託する者をいう。
- (4) 自治会等 富里市行政パートナー設置規則（令和2年規則第12号）に基づき設置する市政協力者を主体とする組織又は同一地域の居住者が自らの社会生活を自治的に運営していく団体をいう。

(設置の基準)

第3条 ごみ収集場所（以下、単に「収集場所」という。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に設置をすることができる。

- (1) 収集場所を3戸以上の世帯が使用すること。ただし、近隣の住宅が少ない地域である場合は、この限りでない。
- (2) 収集場所の設置及び収集場所への収集車の進入に関し、所有者等（権限に基づき土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）の同意を得ていること。
- (3) 収集場所に接続する道路が私道である場合は、収集車の通行に関し当該私道の所有者等の反対がないこと。
- (4) 廃棄物の散乱、放置及び悪臭が発生しないよう管理する者（以下「収集場所代表者」という。）がいること。また、不法投棄が行われないよう有効な方策を講じること。

- (5) 収集場所へ収集車が通行するための道路幅員が確保され、交通上の安全性及び効率性に支障がないこと。
- (6) 収集場所は、収集員が安全に作業を行うことができる場所であり、収集員が収集をする際に支障を及ぼすような状況がないこと。

(収集場所代表者)

第4条 収集場所代表者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家庭ごみを排出しようとする者
- (2) 収集場所の所有者等
- (3) 収集場所を使用する者の属する自治会等の長

(収集場所の使用者及び収集場所代表者の責務)

第5条 収集場所を使用する者は、家庭ごみを適正に排出するとともに、収集場所代表者と協力し、収集場所を常に清潔に使用できるよう家庭ごみの散乱、放置及び悪臭の発生の防止に努めなければならない。

2 収集場所代表者は、不適正なごみが排出されないよう管理するとともに、市と協力して収集場所を使用する者に対し家庭ごみの適正な排出について指導する役割を担うものとする。

(設置の届出)

第6条 収集場所の設置をしようとする者（以下「届出者」という。）は、ごみ収集場所設置届出書（別記第1号様式）に次項で定める書類を添付して、原則として収集場所の設置を希望する日の1週間前までに市長に届け出るものとする。

2 届出者が、ごみ収集場所設置届出書に添付する書類は、ごみ収集場所使用者名簿（別記第2号様式）及び収集場所を設置する土地を含めた周辺の見取り図とする。ただし、集合住宅（一つの建物の中に、複数の世帯が独立して居住している住宅をいう。以下同じ。）にあっては当該名簿の添付を省略することができる。

(設置の承認及び収集の開始)

第7条 市長は前条による届出を受けたときは、届出の内容を速やかに審査し、円滑な収集に支障がないと判断した場合は収集を開始する。

(看板の貸与)

第8条 収集場所代表者が、市が定めた家庭ごみの排出方法などについて記載した看板を、収集場所に設置したい場合は、看板を貸与するものとする。

(収集場所の移動及び代表者の変更)

第9条 収集場所を移動しようとするときは、移動する日の1週間前までにごみ収集場所移動届出書（別記第3号様式）に第6条第2項に規定する書類を

添えて、市長に届け出るものとする。

- 2 収集場所代表者を変更しようとするときは、速やかに収集場所利用者と話し合いの上、次の収集場所代表者をごみ収集場所代表者変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出るものとする。

（収集場所の移動の条件）

第10条 移動後の収集場所は、第3条に定める条件を満たすものとする。

（収集場所の廃止）

第11条 収集場所を廃止しようとするときは、速やかにごみ収集場所廃止届出書（別記第5号様式）に廃止する収集場所を含めた周辺の見取り図を添えて、市長に届け出るものとする。

（収集の延期、中止又は休止）

第12条 収集場所に置かれた家庭ごみが、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集を延期し、又は中止することができる。この場合において収集員は、当該家庭ごみに不適正シール（別記第6号様式）を貼付するものとする。

- (1) 市の指定する袋が使用されていないとき。
- (2) 市の定める分別がされていないとき。
- (3) 市の指定する日以外に出されていたとき。
- (4) 家庭ごみ以外の廃棄物が出されていたとき。

- 2 集合住宅が使用する収集場所の収集場所代表者は、入居者が無く家庭ごみの排出が無くなるなどの理由により収集を休止しようとするときは、あらかじめ市長に通知するものとする。

（是正の要請及び収集場所の移動又は廃止）

第13条 収集場所に出されたごみが、繰り返して前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、市長は、収集場所代表者及び収集場所を使用する者に、是正を要請するものとする。

- 2 収集場所に、家庭ごみ以外の廃棄物が置かれた場合は、市は排出者に対して当該廃棄物の撤去を勧告し、当該収集場所の収集場所代表者及び収集場所を使用する者と協力して適正なごみの排出がなされるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定にもかかわらず、不適正なごみの排出が継続し適正な生活環境の保全及び公衆衛生に支障を及ぼすと認める場合は、市長は収集場所を移動又は廃止することができる。

（対象外地域）

第14条 真空ごみ輸送施設を利用している地域は、この要綱の対象としない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月16日から施行する。
(既に設置されているごみ収集場所に対する措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに市内に設置されたごみ収集場所については、第7条の規定を満たしたものとみなす。

附 則 (令和2年4月1日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。